

## 協 議 書

横浜市（以下「甲」という。）と横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北区支部（以下「乙」という。）は、令和3年1月1日付、双方間で締結した「災害時における無線通信の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第9条に基づき協議した結果、次のとおり決定した。

（平常時の協力体制）

第1条 協定第7条第2項に基づく通信訓練は、乙が無償のボランティアとして実施する。

2 甲及び乙は、前項以外の協力により、費用が生じた場合は、協定第9条に基づき、その都度協議して定める。

（適用期間）

第2条 本協議書の適用期間は、協定の有効期間と同一とする。

上記協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和3年11月1日